



保育かながわ

発行所
横浜市神奈川区沢渡4の2
神奈川県保育会

発行人
都 築 融 光

題字
故 内山岩太郎 筆

第四十八回 関東ブロック 保育研究大会

今年度は東京都が当番県となり、七月十・十一日の二日間において「雨が降りしきる中」とはいえ、参加者総数千五百名を越え、初日が東京都中野区にある「中野サンプラザホール」にて全体会が行われ、二日目は会場を新宿区にある「京王プラザホテル」にて、九つの分科会に別れて開催されました。

初日は、勇壮な和太鼓ユニット十三「J-U-Z-O」の演奏でオープニングが行われ、開会式に移りました。

開会式では、川下大会運営委員長の歓迎のことばに続き、声楽家、越智経子氏の声楽を交えた「花のおさなごの斉唱」では、改めて心に響きわたる感動がありました。

次に、保育関係物故者への「黙祷」に続き、中村大会運営委員会副会長による「児童憲章朗読」のあと、主催者を代表して、安藤東京都福祉健康局長、金内東京都社会福祉

協議会副会長、松川関東ブロック保育協議会会長の挨拶、また、来賓を代表して小川全国保育協議会会長の挨拶をいただき、来賓・主催者紹介後、感謝状の贈呈、田口東京都社会福祉協議会保育部副会長による「大会宣言決議」が読み上げられ、今大会の式典を終了しました。

基調講演では、九州大谷短期大学教授、山田真理子先生による「子どもの未来を考える ～メディアが子どもに及ぼす影響について～」をテーマに講演がありました。講演の中で興味があつたのは、電子映像メディアの危険性を、保育士が保護者にどう伝えればよいか。特に「ノーテレビデーの実施方法」において、①月に一日、朝から寝るまでつけない ②食事のときだけ消す ③夜九時以降は消す ④朝だけ消す ⑤子どもだけノーテレビにするといった方法が説明され、二歳以下の乳

児のいる家庭では「子どもだけノーテレビ」にしてはどうだろうか。メディアコントロールをすることでその日だけではなく、毎日の生活に関係してくる。テレビは、本来の生活を失わせているのではないか。この講演で「テレビ浸け」の子供の特徴を知り、自分が担当している保育園の子どもたちにあてはまる点等が見受けられ、本来の子どもたちの生活をどう取り戻すか考えさせられました。

休憩を挟み記念講演では、聖路加国際病院副院長・小児科部長、細谷亮太先生による「いつもいいことさがし」をテーマに講演がありました。講演を聴き、乳児期の保育の重要性を強く感じました。保育の重要性は、お金を掛けて「特別な教育をする」と言うことではなく、人として大切なことを親や大人から学ぶということがある。子どもが体験していることを、大人が子どもを振り返り、子どもの気持ちになることで、初めて子どもを育てるといふことになる。わたしたち保育現場

場のスタッフが、もう一度現場を振り返り、多様化する保育サービスの提供において、子供たちの成長に「一番よい環境づくり」を考えさせられました。

記念講演終了後、次担当番市である松川横浜市社会福祉協議会保育福祉部会会長の挨拶で第一日を終了いたしました。

二日目は特別分科会を含め「九つの分科会会場」に分れ、研究発表がされました。神奈川県代表として、第二分科会では小田原市保育士会保育内容研究委員会五名による「食育（もぐもぐ）0歳児楽しく食べておおくなあれ！ ～0歳児の現状と保育・子育て支援のあり方～」さらに、第五分科会では横須賀市子ども育成部保育課、菱沼隆一課長による「横須賀市の家庭保育福祉員制度について」をテーマに両会場で各々発表がありました。また、第六分科会の議長として、たけのうち保育園の小磯英次園長が務め、すべての日程が終了しました。

第一分科会

「0歳児の現状と保育・子育て支援のあり方」というテーマに沿って三つの研究発表がなされました。

最初に、新潟市の子安保育園から0歳児にふさわしい施設、職員のきめ細かい発達に合わせた保育、保育者に対する入園児の行き届いた説明や配慮などが出されました。また、新採用教育では「日々の不安や悩みを聞いたり、励ましたり、的確な指示を出すノートの存在」が、参加者の注目を浴びました。

次に、私たちの代表である小田原市保育士会からは、おそろいのピンクのTシャツ姿で、三年間の研究の成果が発表されました。市全体での取材内容が、分科会の中でも「食育の具体的指導に役立つ」と配布された冊子も大好評でした。

最後に、府中市のさくらん

ぼ保育園の実践報告が行われました。発達に応じたクラス編成、年度途中での個々に合わせた移行や食事指導も、要求に即した授乳から手づかみ食べなどを通して、本来の発達を導いて行く方法が発表されました。また、排泄は布オムツの使用から、運動面を考慮しながらのパンツ使用や衛生面の管理、職員間の連携プレーなど「自然の中での子育て」が、参加者には新しい学びを得ることができました。

発表後、十二グループでの討議が行われ、助言者の東洋大学清水玲子教授より総評をいただき、突発死症候群の危険性は、本人の吐いた息が、シートやタオルに二酸化炭素がたまり、酸素が取れなくなり呼吸が止まってしまう状況にある。このことを知っている保育士かどうかで、大きな違いがある。

0歳児保育は、社会生活の入口でありのままの姿で素直に話せる、分かり合える保育現場になるために、信頼関係を深め、連携の重要性を参加

者で確認しあい「生命の感動と安心と安全を守ることの大切」さを学び、実践に生かせるよう、それぞれ参加者の保育園へもちかえることとして分科会を終了いたしました。

第五分科会

「子育て支援の拠点としての機能の充実」というテーマに沿って四つの研修発表がされました。

最初に、新潟県糸魚川市公立保育園から「地域の子育て支援のための環境づくりへの取組み」について発表がありました。糸魚川市は、平成十七年に一市二町が合併をしたばかりで、市としての「一貫した方向性を持つ子育て支援をしていこう」と、努力されている姿がうかがえました。糸魚川市のように、自然豊かな地域でも自然を利用した伝承行事を、伝えて行くことが難しい現状や保育園の子育て

に関するアンケート調査の結果を聞き、保育園が「地域の子育て支援の核」となることの必要性と同時に難しさを感じました。

二番目に、山梨県南巨摩郡から「子育て支援の拠点としての機能の充実」と題して、郡下五町の保育所で行われている「子育て支援の実施状況」と問題点・今後の課題」について、発表されました。各町で特色ある支援がなされており、改めて保育ニーズの多様化を感じました。また、各地域における「共通ニーズと個別ニーズとがあること」を認識し、適切な支援を行っていく大切さを考えさせられました。

三番目に、私たちの代表である横須賀市からは「横須賀市の家庭保育福祉員制度について」と題し、横須賀市子ども育成部保育課長より「市の保育行政について」の、話がありました。現在、多様化している子育て支援のニーズに対応する一つの方法として、この家庭保育福祉員制度を利

用した「各市町村での現状に合わせた運用」が、各地域で根づくものと考え、将来の保育現場での参考となりました。

最後に、千葉県印旛郡酒々井町では「地域に果たす保育所の役割」について、地域の方々と最初に接する保育士の方々の役割は、大変重要であるという観点から、主に保育所職員が発表されました。地域の子育て支援の実施は、まず保育所職員が常勤・非常勤を問わず、一致団結して保育にあたるのが大切である。保育に対する自覚と責任は、共通認識を持つために、いろいろと工夫をしている様子とうかがうことができました。

発表終了後、自分たちの地域で取り入れられそうな方法や制度等について、参加者から活発な質疑応答がされました。また、助言者の先生より、自分たちのできることから少しづつ手掛け、親への支援だけではなく、子どもたち自身への「育ち支援」が大切であるとの助言いただき、分科会を終了しました。

第41回 神奈川県保育事業大会

テーマ「すべての人が、子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして」



第四十二回神奈川県保育事業大会が「すべての人が、子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして」をテーマに四月二十八日（土）に行われました。参加者も六百名を超え、盛大に開催することができました。皆様方に感謝申し上げます。

式典におきましては、宮田副会長の開会の言葉の後、花のおさなごの斉唱、児童憲章朗読、主催者を代表して都築会長より「保育制度の目まぐるしい改正の中で、現場を預かる保育関係者の皆様に」苦

労があるかもしれないが、頑張って乗り切っていた。ありがたい」と挨拶がありました。

都築会長より、永年勤続一七名の表彰、代表者受賞四名、春叙勲一名、秋叙勲一名、大臣表彰一名、大臣感謝状五名への記念品贈呈のあと、大村保育士会会長より、神奈川県保育賞受賞者三名に記念品が贈呈されました。

来賓代表といたしまして、神奈川県島津次世代育成担当部長様、神奈川県議会議事部長様、保育士養成施設協会平野会長様の「祝辞をいただき、来賓及び主催者の紹介後、祝電紹介がされ、大村保育士会会長の閉会の言葉により、式典を終了しました。

式典終了後、保育会総会に入りました。平成十八年度事業報告・決算報告の承認、十九年度事業計画・予算の承認後、質疑応答に入りご意見等も頂戴し、総会を終了しました。

昼食を挟み午後からは、三会場に別れての研究発表が行われました。今年度から全国

の方針等が変わり「五つの柱と二十一のアクション」による発表内容も、第四十八回関東ブロック保育大会に合わせ行われました。

第一会場では「子育て支援の拠点としての機能の充実」多様なニーズに応える取り組み」をテーマに、横須賀市子ども育成部保育課長による「横須賀市の家庭保育福祉員制度について」、フリーテーマとして、大磯町立保育園園内研修会による「食育、保育園における食事の在り方」、県保育会民間保育所経営問題専門委員会人材育成分科会による「どういふ人材をどう育てるか」これからの望まれる「保育者」の発表が行われました。

第二会場では「0歳児の現状と保育・子育て支援の在り方」子育てと子育て家庭を支える保育所となるために」をテーマに、小田原市保育士会保育内容研究委員会による「食育（モグモグ）0歳児楽しく食べておおくなあれ！」、茅ヶ崎市保育士会保育

内容研究会による「ふれあい遊び」赤ちゃんの笑顔のために」の発表が行われた。

第三会場では「フリー発表テーマ」による保育士会の発表が行われました。

発表終了後に処理委員会が開催され、第四十八回関東ブロック保育大会の分科会発表者と議長の出発がおこなわれました。その結果、第二分科会に小田原市保育士会保育内容研究委員会、第五分科会に横須賀市子ども育成部保育課菱沼課長、第六分科会議長は相模原市だけのうち保育園小磯園長と決定いたしました。



新任保育士研修会

今年度最初の研修会となる新任保育士研修会が、七月十七日(火)に八十五名の参加のもと開催されました。

冒頭の都築会長のあいさつの中に「くじけないで将来ある子どもたちを保育してほしいこと」を願って、この研修会を開催している趣旨の話がありました。また、将来の保育を託していくためにも「質の高い保育士になってほしい」という、保育者としての希望を強く感じ受けることができました。

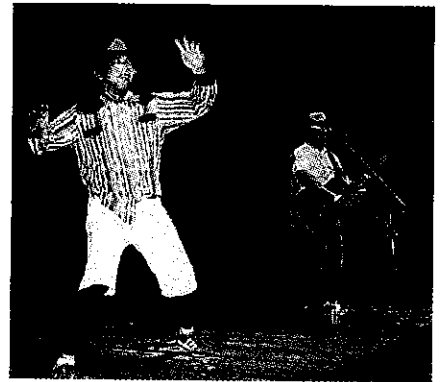
午前の研修においては「より良い保育士を目指して」と題して、群馬大学教育学部の高梨珠子先生の講義が行われました。冒頭、前日発生した「新潟県中越沖地震」から思い出した光景があるとのこと。日々の保育の中で、突発に何かがあったとき「どうしたら

よいのだろうか」という事を、自分でも考えておくことが課題となる。このことから講義に入りました。

どうして保育士を目指したのかを、自分自身に問いかけて見てほしい。親は、わが子を一番よく知っている。わが子の専門家と言えが、保育の専門家ではない。今日研修を受けている皆さんは、きちんと勉強をしてきた保育の専門家なので、いい意味で自信を持ってほしい。保育士は、子どもや親から見れば他人だが、子どもを冷静に客観的に見ることが出来る。ここが、保育士としての重要なポイントになる。

質の向上に必要なこととして次のことがあげられる。

① 聞くことができ、見ることもができる保育士であることと聞くことができる力を大



人は備えている。聞くこととする力は、大きくなるにつれ身につくものだが、聞くことができるということとは「自分の話をきちつと聞いてもらっている」という体験を積み重ねてできあがるものである。

② 言葉でない言葉を、聞くことができる保育者であること。保育者は、どうしても先に話をしてしまいがちである。子どもに対する声かけの仕方、子どもたちには色々なイメージが広がる。その子どもたちやその場にあつた言葉がけが「保育のプロ」と言える。

③ 書くことができ、考えることができる保育者である

こと。何を聞いてあげて、何の言葉がけをしたらよいのかを、保育者もよく考えて受け答える。この様なことができるようになるために「書く」ということが大切となる。

④ 寄り添うことができる保育者であること。その子ども有り様を、よく知って係わる子どもは違ってくる。毎日、寄り添うことをして、その子どものことをよく知る事である。

⑤ 教えることができる保育者であること。子どもは世の中の生き方を、大人の言葉がけによつて教えてもらっている。たくさん経験を通して、いつの間にか身につけている。このことは、ガミガミやイライラしている親ではなく、保育のプロである保育者ができること。失敗をしてもいいので、この繰り返しを大事にしながら保育を行ってほしい。

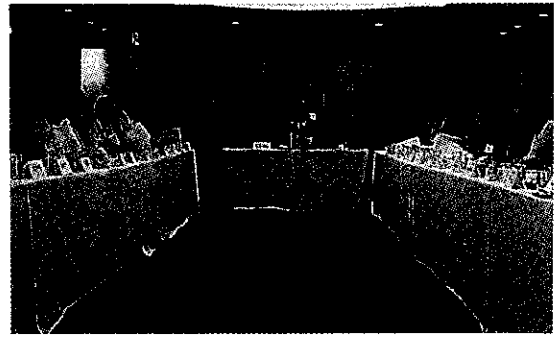
今は、幼稚園や保育所において保育を個々に考える時代ではない。全部の時間を担っ

ている保育所は「いい体験を通して、いい時間をたくさんつくっていただきたい」との提言により講義を終了した。

午後の部は、ミツル&りょうたセミナーが行われた。内容は保育の現場ですぐに役立つ、うたあそびや体育の実技研修でした。椅子や机を片付けてホールを広くあげ、軽快なギターに合わせてプログラムが進みました。今日は研修だが「子どもと遊んで自分も楽しいと思つてほしい」と説明を受けた。研修が始まったころは、会場の空気もやや堅く、ぎこちないような応答も感じられました。グループを作り、リズム遊びが進むうちに溶け込み、すっかり空気が和み、まさにステージと一体となり、笑いの中で時間が経つのも忘れるほどでした。

お二人の巧みな言葉の掛け合いや動きなど、日々の保育の現場で、明日からでも生かせるような内容でした。ステージから、沢山のエネルギーをいただき充実した研修でした。

市・町児童福祉 主管課長との 連絡協議会



梅雨明けが待たれる七月二十五日に、市・町児童福祉主管課長と神奈川県保育会委員との連絡協議会が開催されました。この協議会は、政令市を除く市及び町の主管課と保育会委員が一堂に会して、当面する諸課題について共通認識を深めるとともに、市・町の事業状況について情報交換や意見交換を行い「保育の充実と進展に資すること」を目的として、毎年この時期に開催しております。

神奈川県より島津次世代育成担当部長、大島子ども家庭課長、各市・町より十二名の主管課長が出席されました。開催にあたり、主催者として都築会長の挨拶の後、来賓として島津次世代育成担当部長より「保育における現場や行政の諸問題等」が、挨拶の中にあり、改めて現状の認識新たにしました。

次に講演といたしまして、今回は十七回目の開催となりました協議会を振り返り、富田顧問より「本協議会の歴史と今後のあり方」というテー

マで話がありました。この会が発足した当時「国の情報は県から流れてくるが、その情報の根拠は何か」など、詳しい内容を保育会として知りたい。そこで、全国の情報を直接主管課長に伝え、本音で話し合う場が欲しいという思いから、平成三年に初めて「主管課長との懇談会」として、全国でも例のない本会が発足しました。その後、平成八年に「連絡協議会」として名称が変更されました。

各回の議題を振り返りますと、措置制度改革、エンゼルプラン、児童福祉法、次世代育成支援、認定子ども園や神奈川県保育に関する条例など、諸課題についてタイムリーな議題で意見交換が行われた状況をうかがうことができました。また、十七年間の保育の返遷や諸先輩の先生方の思いや意見交換する姿が思い浮かべられ、趣旨をよく理解することができるとの講演となり、若手の先生方にも改めて「保育会の重要性」が認識できたものと確信いたしました。そ

して、六年ぶりとなる保育指針の改定、神奈川県子ども子育て支援推進条例の施行など、保育ニーズの質的・量的な変化において、本会の開催は「神奈川県保育の充実と進展に資するもの」と、確信いたしました。

富田顧問の講演終了後、相馬副会長より県保育会事業説明があり、休憩を挟んで、各市・町の状況について情報交換と意見交換に移りました。

今回は事前に、各市・町に対してアンケート的に現在の状況をうかがい、内容を「保育事業概要」としてまとめ、資料として提示され、これをもとに情報交換並びに意見交換が行われました。特に、社会問題となっている「待機児童対策や保育料の滞納問題等への取組み」については、活発な質疑応答があり、時間の関係で一部省略されたものの、各市・町の現状を知ることができ、有意義な内容で今回の連絡協議会を終了いたしました。

連絡協議会終了後、場所を

移しての「意見交換会」においては、大和市酒井担当課長の挨拶で第二部の幕が上がります。和やかな雰囲気の中で意見交換が行われ、今回の協議会のすべての日程を予定どおり終了することができました。



神奈川県内保育料滞納状況について

先般、厚生労働省より保育料滞納の各都道府県ごとの調査結果が提示されました。私どもにおきましても深刻な問題として捕え、七月二十五日に開催いたしました「市・町児童福祉主管課長との連絡協議会」の中でも話題となりました。県保育会がまとめた市・町からの回答を参考までに報告いたします。

スも散見される。

討報告している。

個人情報保護の観点に配慮しながら、今後も保育所と連携を取りながら滞納の解消に努めたい。

滞納額については年々増加しているため、保護者への納付督促を文書、電話等で定期的に行っているが、決定的な対策とはなっていないのが現状である。

今後は、保護者面談や家庭訪問等を実施する予定。現状の各担当による納付依頼から、文書による一斉勧告を七・十一月のボーナス時期に実施。これに加え平日夜間電話催告、平日夜間臨戸訪問を実施し、また市税、保険料、水道料金、下水道使用料等の収入(徴収)部門担当職員で構成する「緊急滞納整理推進会議」を開催し、諸問題に対し検

現状では督促状・催告状の送付、保育所訪問による面談、次年度継続入所申込時に窓口へ呼び出し誓約書の提出を行っている。

行政職員が園ごとに収納担当となり、各園と連携した中で、電話督促や、園に出向いての督促、休日自宅訪問等を実施しているほか、各保育園(民間は、園長に市の徴収嘱託員を委嘱)において、未納通知書の配付や納付督促、保育料徴収を実施するなど収納率の向上に取り組んでいるが、年々滞納者は増加している。

口座振替による納付推進督促状の発送と同時に電話による督促を実施、年二回程度の滞納整理を実施。

滞納対策としては、公立保育園では対象保護者へ園長から直接督促状を手渡し、保護者としての責任を喚起している。また、平成十七年度からコンビニ収納も実施している。

保育料滞納者に対し催告書の送付及び保育所での催促を行っているが、悪質な滞納者に対し強制的な対応には限界がある。効果的な対応をするためには、法的、人的対応等徴収体制の整備が必要である。

低所得の経済的な事由のほか、保護者の責任感や規範意識が社会問題となる中で、滞納額が増加傾向になつており、負担の公平を期するために、早期段階での督促など、未収金の解消に向けた取組が必要である。

保育料滞納者に対し催告書の送付及び保育所での催促を行っているが、悪質な滞納者に対し強制的な対応には限界がある。効果的な対応をするためには、法的、人的対応等徴収体制の整備が必要である。

保育料滞納問題については、収納率百%を目標として徴収事務に取組んでいくことが必要と思つ。

納期後未納者に対し納付を進めている。

経済難以外の保育料の滞納が見受けられる。

納付期限を守らない保護者は多いものの、年度を繰り越してしまう件数・金額はそれほど増加はしていない。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

支払い能力を有するにもかかわらず滞納している悪質なケースについて、その対処に苦慮している。また、悪質なケースは給与等財産の差し押さえを検討している。

厚生労働省の見解では「保育料滞納を理由とした退園は児童福祉法に抵触する恐れがある」とされているが、それを逆手にとつて支払いに応じないケー

口座振替による納付推進督促状の発送と同時に電話による督促を実施、年二回程度の滞納整理を実施。

滞納対策としては、公立保育園では対象保護者へ園長から直接督促状を手渡し、保護者としての責任を喚起している。また、平成十七年度からコンビニ収納も実施している。

保育料滞納者に対し催告書の送付及び保育所での催促を行っているが、悪質な滞納者に対し強制的な対応には限界がある。効果的な対応をするためには、法的、人的対応等徴収体制の整備が必要である。

低所得の経済的な事由のほか、保護者の責任感や規範意識が社会問題となる中で、滞納額が増加傾向になつており、負担の公平を期するために、早期段階での督促など、未収金の解消に向けた取組が必要である。

保育料滞納問題については、収納率百%を目標として徴収事務に取組んでいくことが必要と思つ。

納期後未納者に対し納付を進めている。

経済難以外の保育料の滞納が見受けられる。

納付期限を守らない保護者は多いものの、年度を繰り越してしまう件数・金額はそれほど増加はしていない。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

保護者の失業や離婚により、滞納している人の居住地が不明などの滞納保育料の徴収業務に困難が生じている。保護者が保育料の支払い能力に欠陥がない場合は、滞納処分の方法とることができ、保護者の居所がつかめないなどの場合は、収納不可能となるので、この問題に対処する方法について全国的な(自治体)規模で調査を行い、保育料の徴収についての可能性についての法的な根拠を得ることが必要と思つ。

パートタイム労働法が変わります

○ 滞納については、前年度より微増ではあるが、増えている。これは、年々、増加傾向にあり、電話催促、家庭訪問等を繰り返し行っているが、なかなか継続して納入されないのが現状である。

○ 在園児童がいる場合は、保育園長が口頭で督促、在園児童がいない場合は、行政担当者が督促又は納付相談にあたる。また、町村会を通じて、滞納世帯への対処について児童福祉法の改正も含め、国への要望を実施した。

(神奈川県保育会編集 事業状況概要抜粋)

以上のとおりの回答結果です。市・町名は省略させていただきますましたが、地域についての温度差があるように思われます。このことを踏まえて、県保育会といたしましたも重要問題として、何らかの形で調査研究をして行きたいと考えております。

少子高齢化、労働人口減少

社会で、パート労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。

二〇〇七年五月二十五日に成立した改正パートタイム労働法(二〇〇七年六月一日に平成十九年法律七十二号として公布)を受けて、改正された省令・指針が、十月一日付で公布・告示され、通達も出されました。周知期間を経て平成二十年四月一日から施行されます。

パートタイム労働法の対象である「パートタイム労働者」は「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。「パート」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」など呼び方は違っても、この条件にあてはまる労働者であれば

ばこの法の対象者です。

改正のポイント

1 労働条件の文書交付・説明義務

① 労働基準法により労働条件の明示が文書の交付によつて義務づけられている事項に加え、昇給・退職手当・賞与の有無について文書等による明示が義務化されます。違反の場合は過料(十万円)に処せられます。

2 雇入れ後、パート労働者から求められたとき、待遇を決定するにあたって考慮した事項を説明することが義務化されます。

均等のとれた待遇の確保の促進

パート労働者の待遇は働き方に応じて決定を!

パート労働者は、繁忙期に一時的に働く方から正社員と同様の仕事に従事し長時間働く方までその働き方はさまざま

の申し出を受けた時は、事業所内で自主的な解決を図ることが義務化されます。

② 紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告、紛争調停委員会による調停が設けられます。

雇用管理の改善等

正社員、パート労働者にかかわらず、労働条件を事業者が合理的な理由なく一方的に不利益に変更することは許されません。労働条件を見直す際は、労働者とよく話し合つたうえですすめて下さい。

パートタイム労働法・パートタイム労働指針では、パートタイム労働者を雇用する事業主に対して、就業の実態、正社員との均衡などを考慮して処遇するよう求めています。詳細は厚生労働省ホームページへアクセスしてみてください。

① パート労働者からの苦情 助

3 正社員への転換推進
正社員への転換を推進するための措置を講じることが義務化されます。
例えば、正社員を募集する場合、その募集内容を既に雇用しているパート労働者に周知することや、能力・経験に応じた職務ランクを設けて正社員化を図ること、教育訓練・能力開発の導入など。

4 苦情処理・紛争解決援助

人材の確保と人材の育成手段について

関東ブロック保育事業連絡協議会

九月十一・十二日さいたま市「彩の国すこやかプラザ」にて平成十九年度関東ブロック保育事業連絡協議会が開かれました。リーダー育成部会において、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と、保育事業の円滑な推進や保育の質の更なる向上のため、優れた人材の確保と育成について、どのようを実施及び検討されている状況にあるのかを、神奈川県保育会から協議議題として提出いたしました。当日の会議で、この内容が中心となり意見交換をしてまいりました。各都県・政令市の取り組みについて回答をいただきましたので、おもな都県状況を報告いたします。

【茨城県】

茨城県は、茨城県保育協議会の下部組織である民間保育園で構成している茨城県民間保育協議会がある。茨城県民間保育協議会では、年に一度養成校との懇談会を実施して

いる。内容としては、学校側からの話を聞いた後、保育園側からの要望をだして、優れた人材を育成するための懇談している。また、毎年、新規採用予定者研修会を実施しております。以前は二泊三日の研修であったが、最近は一泊二日の研修で行っており、参加者も多く、レポートや復命書に参加園の園長へ提出するようになっている。

【群馬県】

群馬県保育協議会では、平成十七年度より「保育士採用統一適性検査」を行っている。幼稚園協会では、以前から同様の試験を取り入れており、その中で、保育士を志すものの意識が低い傾向があった。また、意識の低い養成校もあるため、このことを通し、質の高い保育士の確保が期待されている。(運営は、統一適性検査実行委員会と事務局による)

る。

社協傘下の東京都福祉人材センターの統計によっても、福祉職人材全体に対する有効求人倍率は、平成十六年度より従来の買い手市場から転じ、平成十八年度には四・七二倍(十一月時点)にまで上昇している。

このような状況を受け、社協においても保育を含む社会福祉事業全般について、平成十八年度に地域福祉推進委員会の下に社会福祉事業における経営基盤と人材確保に関する調査研究委員会を設置し、現況調査を行うとともに、報告書「社会福祉施設における人材確保と育成の現況と提言」として取りまとめた。

人材の確保、育成について、特効薬となる対策は存在しないが、養成校との更なる連携、法人・施設横断的な(ネットワークによる)人材確保・メンタルケアの取り組み、人材交流等の人材育成のための仕組み作り等について提言がなされている。

編集後記

今年は特に、異常気象の原因で暑いというよりは「猛烈な暑の日」が続きましたが、皆様におかれましてはいかがでしたでしょうか。

先日、埼玉県へお邪魔をしたときに、埼玉県の熊谷では四十一・八℃の日本新記録を達成しましたと、保育協議会の会長からお話がありました。その際に、保育所に空調が入っている関係で、外の気温と室内の温度差が約二十℃ほどあり、室内温度を二十八℃に設定するよう保育士に指示したそうです。それでも十数℃の温度差があり、子どもたちの健康状態に気をくばられたそうです。

これから先も、環境の変化に振り回されそうな気がしてなりません。保育に携わる皆様方も健康に十分注意され、また、子どもたちの健康づくりに「尽力をいただきたいながら、子どもたちの「安心と安全」を守りたいですね。

【東京都】

景気回復と労働者人口の減少等に伴い、保育士等の人材の確保が困難になりつつあ